

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第13回）

令和8年3月23日

【鈴木利用環境課課長補佐】 本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第13回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催であり、公開されております。構成員の皆様は、御発言を希望される場合は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、資料13-1の1点を用意しております。

本日は、長瀬構成員が御欠席と伺っております。

議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 皆様、本日もお忙しい中、ありがとうございます。

では、本日の議事に入りたいと思います。今回は、取りまとめに向けた意見交換を行います。事務局から御説明をいただいた後、意見交換を行いたいと考えておりますので、まずは事務局からご説明をお願いします。

【大内利用環境課長】 それでは、資料13-1に基づきまして、事務局より概要を御説明いたします。

取りまとめ案骨子ということで、これまで12回、特に昨年に確定をいたしました中間論点整理にお示しをしております4つの検証項目に沿って、ブロッキングの是非ですとか、仮に行う場合のその内容等について御議論いただいていたところでございます。その検証項目に沿って、今回骨子案をまとめているところでございます。

まず、お手元の資料2ページ目でございますけれども、1つ目、ブロッキング以外の対策が尽くされたかという必要性に関する論点でございます。

中間論点整理においては、ブロッキングを実施するためには、単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうか検証が必要であるというふうに行っているところでございます。

これまで、構成員の皆様からの御発言、また、関係省庁、事業者のヒアリング等を通じまして様々な御意見をいただいているところでございます。こちらに書いてございますとおり、利用者だけではなく、開張者の取締りの重要性、また、違法性の周知啓発の重要性、こういった点について様々な御指摘をいただいているところでございます。

こういった点を踏まえまして、骨子案でございますけれども、これまでの官民の取組により、誘導投稿等が大幅に減少するなど一定の効果が認められたが、違法性の認識等については一層の向上が求められないか、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するために、ギャンブル等依存症対策基本法改正に基づく取組を含め、包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証すべきではないかとしております。

続きまして、3ページ目でございます。有効性、対策としてのブロッキングは有効かどうかということでございまして、中間論点整理においては、近年の、例えばスマートフォンのプライバシー機能の向上等によって、回避されてしまうといった御指摘がある一方で、カジュアルユーザー等の対策の重要性についても御指摘いただいているところでございまして、こういった点を踏まえまして、様々な御意見いただいているところでございます。

海外のエビデンス含む諸外国の状況を踏まえる必要性、また、カジュアルユーザーや若年層のギャンブル等依存症の予防的な対策の観点からの検討の必要性等を御指摘いただいたところでございます。

こういった点を踏まえまして、骨子案でございますが、ブロッキングは、技術的な回避策が指摘されているものの、現在のインターネット利用環境等に照らせば、若年層やカジュアルユーザー保護の観点から、対策としての有効性は否定できないのではないかとしております。

続きまして、4ページ目の許容性でございます。これはブロッキングにより得られる利益と失われる利益が均衡するかどうかという論点でございまして、中間論点整理におきましても、仮に、先ほど申し上げました必要性・有効性が認められるとしても、ブロッキングが許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうか検討が必要ということで、賭博罪の保護法益が勤労の美風であることを踏まえ、さらなる法益についての検討の深掘りが必要というふうにされたところでございます。

こちらについても様々な御意見いただいております。例えば、ギャンブル等依存症の拡大防止が守るべき法益ではないか、また、青少年保護、スポーツ健全性についての御指

摘もありました。また、ギャンブル等依存症の弊害でございますけれども、上から4ポツ目でございますが、単なる財産的損失の問題ではなく、人格的な部分も含むといった御指摘もあるところでございます。また、下から2番目でございます、違法な行為による国富の流出等の御指摘もこれまでであったところでございます。

こういった点を総合的に踏まえまして、骨子案でございますが、仮にブロッキングを実施する場合、その目的は、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症やこれを生み出す違法オンラインカジノ流通の防止とし、加えて、国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえるべきではないか、仮にブロッキングを実施する場合、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえた検討が必要ではないかとしております。

続きまして、5ページ目でございますが、実施根拠、ブロッキングを実施する場合の根拠と、実施する場合の枠組みに関する妥当性でございます。こちら中間論点整理において、仮にブロッキングを行う場合の対象、要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的な担保が必要と、また、制度設計に当たって、カジノ規制全般に関する議論抜きにその在り方を検討することは困難とした上で、諸外国の法制度等を参考にしながら具体的に検討すべきとされているところでございます。

この点につきましても様々な御意見いただいております。例えば1ポツでございますが、ブロッキングの対象が他に波及しないようにするため、法令要件をつくり上げる必要がある、また、2ポツでございますが、違法オンラインカジノに特化したものにすべきである、こういった御意見をいただいたところでございます。

こういった点を踏まえた骨子案でございますが、ブロッキングを実施すべき状況にある場合は、立法措置を講ずることが必要ではないか、ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、具体的に検討していくべきではないかとしてございます。

最後でございます。6ページ目に、先ほど検証項目に沿ってまとめさせていただいているものを、ある意味総括的に記載しているものでございまして、取りまとめの骨子案でございます。

下線部を引いているところを中心に、簡単に申し上げますと、今後、違法オンラインカジノについて政府全体で実効的な対策を検討していくとともに、引き続き包括的な対策を講じていくべきではないか、これまでの官民の取組により、誘導投稿等が大幅に減少する

など一定の効果が見られたが、違法性の認識等については一層の向上が求められないか、今後、ブロッキングの実施の可否を判断するために、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証すべきではないか、また、有効性については、若年層やカジュアルユーザー保護の観点から、対策としての有効性は否定できないのではないかな。

続きまして、許容性でございますが、仮に実施する場合の目的については、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の予防や、これを生み出す違法オンラインカジノの流通防止とし、加えて、国富の流通防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえるべきではないか、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえた検討が必要ではないかな。

最後、実施根拠等でございますが、ブロッキングを実施すべき状況にあると言える場合には、ブロッキングを最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することなく、立法措置を講じることが必要ではないか、実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、具体的に検討していくべきではないかなとしてございます。

事務局からの説明は以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。本日は取りまとめに向けてという会議でございますので、構成員の皆様方から御発言をいただきたく、御発言者を順番に指名させていただきます。橋爪座長代理、黒坂構成員、鎮目構成員、田中構成員、長田構成員、前村構成員、森構成員、山口構成員の順で御指名させていただきますので、順次御発言をいただければと思います。それから、本日御欠席の長瀬構成員からは、事前に事務局に意見をいただいておりますので、後ほど事務局に代読をしていただきます。

まずは橋爪先生のほうからお願いできますでしょうか。

【橋爪座長代理】 それでは、意見を申し上げたいと存じます。結論から申し上げますと、取りまとめ骨子案の方向性に賛成でございます。オンラインカジノの被害の深刻さに鑑みますと、とにかく有効な対策を包括的に講ずることが重要であり、そして、その選択肢の一つとしてブロッキングを排除すべきではないと考えます。

ブロッキングについては、技術的な回避策があるという点が指摘されておりますけれども、現在のインターネット利用環境等を踏まえれば、少なくともカジュアルユーザーに対しては有効な方策となり得ることを否定することは難しいと考えております。

もつとも、同時に、ブロッキングがインターネットにおける通信の秘密を侵害する行為であり、電気通信事業法上の罰則の対象になり得る行為だということを踏まえ、やはりその実行については慎重を期すべきであり、それ以外の方法を尽くしても実効的な解決に至らなかった場合に初めて現実的な選択肢たるものと考えております。

この会合でも繰り返し申し上げてまいりましたが、オンラインカジノは明らかに犯罪行為であり、刑事罰の対象行為です。したがって、本来最も有効な対策は、それが犯罪であることを一般国民の方に対して十分に周知すること、また、関係者の処罰によって十分な抑止を図ることにあると考えます。

前者の周知でございますが、私自身、いろんところでオンラインカジノは犯罪であるというポスター、広告を目にしますので、既に十分に周知が進んでいると考えておりましたが、現在の効果検証の結果を拝見しますと、なお一般国民の方についての認識、理解は十分ではないようにも思われます。警察庁など関係機関におかれましては、既に十分な御対応をいただいているところではございますが、さらに有効な方策について具体的な検討を早急をお願いしたいと存じます。

また、後者の関係者の検挙、処罰につきましては、カジノ運営者の多くが海外に所在することから、犯罪捜査に困難が生ずることは十分に理解できるのですが、少なくとも国内事業者が共犯として関与している場合については、捜査、検挙のハードルは相対的には低いと思われますので、引き続き具体的な対策について御検討をお願いできればと存じます。その際には、検討会でも議論がありましたが、CDN事業者がオンラインカジノであることを知りながら、あえてサービスの提供を継続している事実がないかという点についてもぜひ調査をお願いできればと存じます。

これらの方策を尽くしても、なおオンラインカジノをめぐる状況が改善しない場合については、先ほど申し上げましたようにブロッキングの実施を現実的に検討すべきということになるかと思えます。その際には、ブロッキングという行為が通信の秘密を侵害する行為である、具体的には、情報の知得と窃用に該当し得る行為であることから、それを上回る反対利益を見いだす必要がありますが、これについても繰り返し議論がありましたように、賭博罪の固有の法益侵害だけではなく、オンラインカジノの依存症による弊害の防止といったものを総合的に考慮する必要があると考えます。

そして、検討会でも繰り返し御指摘がありましたように、オンラインカジノ依存の問題が、当事者の財産的な利益だけではなく、その人格や人生自体を危殆化する点に鑑みれば、

これは通信の秘密の侵害を正当化するに足る、十分な反対利益と評価することができると思われま

す。この点については、一般的なギャンブル依存症ではなく、オンラインカジノ特有の弊害や危険性といったものを具体的に明らかにすべきという指摘もあり、確かにそのとおりだと思うのですが、実際には両者を明確に区別した現状分析や臨床診断といったものは困難だろうと思います。

私は専門家ではありませんが、やはりスマートフォンから24時間、しかもいろんなジャンルのギャンブルを際限なく行えるという意味において、オンラインカジノ依存症にはこれまでのギャンブル依存症とは質的に異なる深刻な側面があることは、経験則として議論の前提にすることができるように考えております。

また、実際にブロッキングを実施する場合については、これも既に議論がございましたように、それを通信事業者の自主的な判断に任せるべきではなく、実体的要件、手続的要件を明確に規定して、法律上の明確な根拠を設けることが必要であると考えますが、もちろん、具体的な設計についてはさらに今後議論を尽くすことが必要だろうという印象を持っているところです。

私からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、黒坂構成員、お願いいたします。

【黒坂構成員】 まず、取りまとめにつきましてありがとうございます。これまでの議論を整理いただいていると思っております。内容につきまして異存等はございません。賛成、反対というよりも、今後さらに検討を深め、より実効性のある対策を考えていく必要があるという趣旨と受け止めておりますので、まずその趣旨について賛成を表明したいと思います。

まず、私の前提、この検討会が始まる認識としまして、この検討会のタイトルにもあるとおり、オンラインカジノに係るアクセス抑止ということですので、オンラインカジノを対象にしようということから議論が始まったかと理解しております。その中で、オンラインカジノに関して、とりわけ依存症の問題が非常に大きいということが、様々な有識者、研究者の方からの報告で明らかになったと考えております。

この依存症を考えると、資料の中にも記していただきましたが、従前から申し上げているとおり、総論としては、オンラインカジノの依存症ないしは依存性ということにつ

いては多くの国民が理解し、また、それが社会的な問題だということは、合意に近づきつつある、ないしは合意されているともはや言ってもいいのかもしれませんが。それぐらいの認識の高まりはあるかと思っております。

一方で、ここで言うオンラインカジノの対象は具体的に何なのかということを経々考えていく、また、その依存症の実態は何なのかということについても、より詳細に明らかにしていく必要がある。これについては、総論では分かるが各論ではどうかということが、この検討会の中でも議論されていたかと思えます。

資料の中でも、例えば公営競技との違いということの指摘がありましたが、まさにこういった点も踏まえて、いわゆる海外から来ているオンラインカジノと我が国で法律でも認められている公営競技とは何が違うのか、ないしは同じところがあるのか、とりわけ依存症という観点で同じようなところがあるのか等、さらに理解を深めていく必要もあるだろうと考えております。

ですので、再三申し上げている通り、オンラインカジノの実態及びその依存症の実態について、より深く理解をする、これが恐らく、何らか規制が必要だということになったときの法令行為にしていく、そのために立法措置を取る上での非常に重要な基礎になると考えております。

その上で、この問題を電気通信分野だけで留めておいて本当にいいのかということは、以前から議論があったところだと思っております。すなわち、今オンラインカジノや依存症と申し上げましたが、もう既にこの2つにおいて総務省ないしは電気通信事業法の下だけで考えることではないと、一般論からいってもそうですし、実際の法律解釈としてもそうであろうと考えられます。

そのため、恐らくこの問題を考えて、より具体的な対策を打っていく、講じていく、そして執行能力を高めていくというためには、総務省だけではなく、関係省庁で連携して検討を深めていくべきだろうと考えております。

少なくとも、例えば、この検討会でも発表いただいた警察庁や、依存症対策の専門でもある厚生労働省の皆様、あるいは金融庁の方々も関係すると思っております。この関係や連携という言葉は、何となくふんわりした気持ちのいい言葉ですが、本当に総務省も含めてですが、スクラムを組んで、抜け漏れがないように対策をしていくということが重要だと考えておりますので、気持ちのいい言葉という意味ではなく、本気で連携して深めていただく。

そのときに、例えばこの視点においてはこの省庁、ないしはそこと連携している機関が専門家だから、その専門の知見をちゃんと生かして、そこまで踏み込まなければいけないのであればこういう対策をしましょう、というようなことを明確にさせていただく必要があるかと思えます。こういった連携は恐らく、オンラインカジノはもちろん、それ以外にも様々、今デジタル空間で依存症ではないか、依存症的な問題ではないかというふうに見られるものがたくさんあるわけです。

ですので、今後、様々考えていく上で、こういった連携スキームをきちんと実現させて執行力を高めていくということをステップ・バイ・ステップで実施していただけないかと考えております。恐らくオンラインカジノの検討は、その新しい枠組みの一つの重要なステップになるかと思えますので、本件はもちろんですが、それ以外の波及ということも含めて、今申し上げたようなことについて留意いただき、引き続き検討いただければというふうに考えております。

私から以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 それでは、私からも簡単に述べさせていただきます。今回の取りまとめ骨子案につきましては、基本的に賛成でございます。昨年秋の中間論点整理を前提に、各論点について、本検討会における議論を適切に反映していただいたと理解しております。

この検討会を通じて、オンラインカジノにはギャンブル依存症の蔓延をもたらしかねないという深刻な問題があるということはおおむね明らかとなっております、その対策としてブロッキングに一定の有効性があるであろうということは、この検討会でおおむね明らかにされたと理解しております。

骨子案が指摘するブロッキングの有効性、これに一定の限界はあるものの、カジュアルユーザーや若年層の保護の観点から有効性があるという理解については、私も共有しております。とはいえ、ブロッキングが通信の秘密を侵害することから、必要性、許容性について慎重な検討が必要であるということも、骨子案が指摘しているとおりで。必要性、すなわち、ブロッキング以外の対策が尽くされたかという点については、ブロッキングを排除することはないわけですが、その前提として包括的な対策を政府一丸となって進めていくということを引き続きお願いしたいと考えております。

それから、許容性、すなわち、失われる利益と得られる利益の均衡の観点ですが、これ

も慎重な検討が必要で、先ほども申し上げましたように、特にブロッキングの根拠として重要なのは、ギャンブル依存症の防止だということは、重ねて強調しておく必要があるかと思えます。当然ながら賭博は刑法上違法なわけであり、勤労の美風や経済風俗という賭博罪固有の法益侵害もあるわけですが、それだけではブロッキングを正当化するには足りないということは強調しておく必要があるかと思えます。

なお、先ほど申し上げた通り、骨子案について基本的に賛成ですが、この許容性の点に関する書きぶりについて、若干指摘させていただきます。スライドの4ページにあるブロッキングを仮に実施する場合の理由ですが、中心となるのは、ギャンブル依存症や違法オンラインカジノ流通の防止であり、この違法オンラインカジノ流通の防止という観点は、明示はされていませんが、これは賭博罪、固有の法益侵害、刑法上の賭博罪の保護法益というものが考慮されていると理解しております。

加えて挙げられている、国富の流出防止、スポーツ健全性の確保等を踏まえるという点なのですが、確かに、検討会の中でこういったものも保全利益として考慮し得るという御指摘があったということは確かにあるものの、同時に、これをブロッキングの理由とすることについて疑問も提起されたように記憶しています。

基本的には、ギャンブル等依存症の予防が、保全利益として重要かつ基本的なものであるという理解と思われまますので、この「踏まえるべきではないか」という記述が、そのような指摘も検討会に示されたという程度の趣旨であれば特に異存はございません。しかし、これらの利益をどの程度考慮すべきかについては、書きぶりとしてももう少し慎重でもよい気がいたします。反対というわけではないですが、その点だけ、少し気づいた点として指摘させていただきました。

繰り返しになりますけれど、取りまとめ骨子案全体につきましては、これまでの議論を適切に反映していただいております、賛成でございます。総務省としてできるということは限られているわけですが、違法オンラインカジノの問題が深刻な状況にあるということは間違いないので、今後、総務省の取りまとめを踏まえて、多様な観点から対策を政府に実施していただくということを期待しております。

私からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。先ほど4ページのところでコメントいただいた点について確認をさせていただきます。当初、ギャンブル依存症対策と国富の流出防止、スポーツ健全性の確保というのは割と並列的に挙げられていたところに対して意見が

出たということは記憶しております、私もそういうことを申し上げて、それでつまり、やはり並列ではなくてプライオリティがあるんじゃないかということをお個人も申し上げたような気もするんですけれども、現状、主としてギャンブル依存症の防止、これを生み出す違法オンラインカジノ流通の防止とあって、「加えて」とあるので、その議論は反映されているのかなとは思ったりもするんですけれども、より明確にしたほうがよいという御意見になりますでしょうか。

【鎮目構成員】　そうですね。特に国富の流通防止に関しては、違法な行為による流出とか何か限定をつけるというのも一つのアイデアかなとは思いますが。経済活動による国富の流出防止はいろいろあるけれど、それはブロッキングの理由にはならないのではないかとといった御指摘もあったように記憶しておりますので、少し強調し過ぎかなという気がいたしまして、あえて指摘させていただきました。

【曾我部座長】　ありがとうございます。確かに御趣旨はよく理解しました。今我々、Webexを使っていますが、これも国富が流出しているとも言えるかもしれませんね。確かに国富の流出防止一般が悪であるような書き方は、ややミスリーディングかなと思います。御趣旨は承知しましたので、これは取りまとめを文書化する際に考慮させていただければと思います。

【鎮目構成員】　ありがとうございます。

【曾我部座長】　では、続きまして田中構成員、お願いいたします。

【田中構成員】　ありがとうございます。私も本当に、総務省の皆さん、この取りまとめに御尽力いただき、大変感謝いたしております。加えて、関係省庁である内閣官房の皆さん、そして警察庁の皆さん、本当にお力添えいただいて大変ありがとうございます。感謝の気持ちでいっぱいです。

この取りまとめ案に私のほうも賛成でございます。そして、違法なオンラインカジノ対策として、このブロッキングの立法措置を講じていただきたいと考えております。やはり、オンラインカジノの被害というのは、私どもの相談会を継続しておりますけれども、全く減っていません。そして、オンラインカジノはもう既に蔓延してしまっていることから、依存症になってしまっている人は、たとえ違法だというふうに言われてもやめることができずにいます。300万人もの人たちがこのオンラインカジノに手を出したというような調査もございますので、そういう方々を救出していくためにもブロッキングは有効な手段だと思っております。また、カジュアルユーザーに対しても有効だということで、エビ

デンスも出ておりますので、ぜひこの立法措置を講じていただきたいなと思っております。

依存症の問題だけではなく、国富の流出というようなこともあります。何よりも本当に、これほど犯罪に近いギャンブルはほかにないなと思っております。簡単に闇金に手を出し、闇バイトにまでいってしまうというような、この現実ということ踏まえると、やはり若者を守っていく使命が我々にはあるのではないかなと思っております。

さらに、もちろん通信の自由を守っていくということは非常に重要なことだと思いますけれども、日本で違法行為を平気で働いているオンラインカジノ側は、もうあらゆるデータを抜き取り、あらゆるプロファイリングをして、そして今も営業行動をやめていないというような状況がありますので、これに対して、対抗策としてブロッキングを講じてほしいと思っております。私たちにとって、もうこのインターネットの世界は決して自由な場ではない、もうアルゴリズムの奴隷になっている、若者たちがそのような状況にある、ギャンブルにはまってしまう状況にあるということ、ぜひぜひ考慮していただければなと思っております。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。では、続きまして長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 いろいろ議論されてきたことがここに整理されているということは理解しているのですが、1つだけやはり心配をしていることがあります。それは、通信の秘密というものを侵すことになるという、その状況の中でブロッキングを実施して、そのブロッキングそのもので一体、本当にどれだけの、皆さんがおっしゃっているカジュアルユーザーの皆さんが守られることになるのかということに非常に不安を持っています。

というのは、悪意のある人たちというのは様々な手でそういう人たちに接してきているということ、今、田中構成員もおっしゃいましたけれども、そういう状況の中で、様々な回避策が指摘されているこのブロッキングというものがどこまで有効なのかということに関しては、やはり疑問が大きいかなと思っております。

それと比較して、通信の秘密を守るというのはとても大切なことで、何か万能な力を持っているというふうな誤解を与えたままになっていると、ほかのことに関しても、通信の秘密は大切だけれどもこれこれこうだからこれはブロッキングしてくださいみたいな、そういう要求が様々なところから出てくるということも十分に考え得ることなので、取りまとめの中には、いずれにしてもきちんと検討して法的な対策を取るとことは書いてありますけれども、何か今回のこの検討会で、こういう場合、カジュアルユーザーも大変だ

し依存症も大変だし、ブロッキングあるよねというような整理をしたわけではないということを、整理をしたんだというふうな誤解を与えるような文書化になることについては、非常に不安を持っております。

なので、これから今回のこの骨子案がどう展開していくかとかも含めて、悪意のある事業者たちにどう対応していくかということも含めて、通信の秘密をそこまで大切に思っていない、ある種の人たちもいらっしゃるかもしれないので、そういう人たちに利用されるようなことがないような取りまとめにしていくべきだなと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の最後の御指摘については、そういうことの文言を付け加える、修正したほうがいい、そういった御提案もごございますかね。

【長田構成員】 専門家ではないので、こういうふうに表示してくださいというふうには申し上げられないんですが、何となく、よくよくこの取りまとめの骨子案を読んでいると、やっぱりそのカジュアルユーザーを守るためにはブロッキングが有効なんだと、そうだと国もあったという事実はデータで拝見はしましたけれども、日本という国での日本人の特性から考えて、もしブロッキングし損ねて、その範囲から外れるような悪意のある人たちからの呼びかけに対しては、かえって通信がつながっているから安心なんだというふうな誤解を与えることも含めて、ブロッキングし切れなかった場合はどうなるのかということも含めて、そんなにすごく絶対的に有効な方策ではないんじゃないかという気もしておりますので、そういうことも含めて、万が一本当にどうしてもやるということであれば、改めて、これは国民の議論としてきちんと改めて議論をして、その方策を考えていくということが大切だということは強調していただければと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ブロッキングの弊害といったところにも十分記載をすべきだということだと思いますので、これも文書化する際にまた、見ていただいて、御意見いただければと思います。ありがとうございます。

では続きまして、前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 ありがとうございます。もう既に皆さんから非常に重要な御指摘が出ておりますので、私から付け加えることはあまりないような気もいたしますが、思うところを述べていきたいと思っております。

まず、全体として非常によく取りまとめられていると思っています。その上で、2ペー

ジ、必要性のところ、賭博場の開張者の取締りが重要であるとか、とても重要だと思えます。違法な行為を行って、日本の国民を、日本だけじゃなくでいろんなところかもしれないんですけども、国民を蝕むようなものは取り締まられるべきであるということは非常に強く強く、一番強く思っているところなんです。

それと、この書きぶりというのが、フォーマットが醸すものなのかもしれないんですけども、取締りは重要だけど捜査には時間がかかるとか、警察による捜査は限界があるとか、こういうふうに書かれてしまうと、我々検討会は多少諦めているような感じに読めてしまって、ちょっと抵抗がありました。限界はあるが頑張らなきゃいけないし、捜査には時間がかかるが非常に重要であるというふうなニュアンスに読み取れるべきではないかと思いました。まず、これが1点です。

そして、あともう一つ、必要性のところ、CDNに関してもきっちり収めていただいて非常にありがたいと思っています。CDNの事業者は、特に国内にそのオンラインカジノの機能を置いて、それを国民に使わせるという利点を売っているというふうなところなので、これが違法であり、エンフォースするべきだとなれば、エンフォースできるべきだというのは私が思っているところです。

それと、許容性のところ、ギャンブル依存症に関する、失われる利益というのがたくさん書かれております。既に論がありましたけれども、オンラインカジノは、例えば、競馬などに賭けるのをオンラインでできるという単純なものではなくて、非常に緻密に、賭ける人を中毒に持ち込むようなアルゴリズムを作成可能だということが非常に他のギャンブルと違うところだと思いますので、オンラインカジノというもののほかの賭博とは違う特殊な重要な性質であったり、あるいはギャンブル等の依存症という問題に対して対応するための特別な配慮であるというふうなところは、許容性の観点からはもっと強調して述べられるべきなんじゃないかなと思います。

あと、実施根拠のところ、ブロッキングをするということになったとすれば、仮になつたとしたらと、そういうふうに強調したいんですけども、立法措置を講じるのが必要ではないかというのは、もうこれも議論の中では繰り返し述べられている、決してこれを枠の外に置かないというのは繰り返し述べられていることであります。既に御指摘もありましたけれども、オンラインカジノに関するアクセス抑止ということ、これはやっぱり2段階になっているんですね。

私、申し上げたいのは、オンラインカジノに対する対策というのはいろんな角度からや

らなきゃいけないわけですよ。これに関しては、2018年のオンライン海賊版の対策のときにも総合的な政策が必要であるというふうな整理がされております。オンライン上の犯罪というのは押しなべてこのような性質があります。この観点から私は、インターネットの業界ではマルチステークホルダーなんていう言葉を使うんですけども、あらゆるステークホルダーが問題に対処していかなければならない問題だと思っています。

その上で、オンラインカジノに限ったことではなく、ブロッキングを実施する必要があるんであれば、立法の面の対策というのをきちんと議論して、正しく実装していく必要があるんじゃないかなと思うところです。

以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうですね。捜査の限界のほうが強調されているとか、あるいはCDNの問題に着目すべきではないかといった御指摘に関しては、これは、包括的な検討がさらに必要だということになっておりますので、包括的な検討の必要性の中で、その捜査の問題とかCDNへのアプローチの問題とか、そういったところを書き込んでいただく必要があるのかなと思いました。それから、オンラインカジノの特殊性については、先ほど田中構成員からもご指摘がありましたけども、これはもうまさに十分に踏まえるべき点ですので、この取りまとめの中にもそこが明確になるように修正していただければと思っています。ありがとうございます。

【前村構成員】 ありがとうございました。

【曾我部座長】 では、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 私は、今回いただいた取りまとめ案は私たちの議論を反映し切れていないんじゃないかと思っております、それについて申し上げます。

まず、必要性のところですけども、検索のこととかも中間整理には出てたんじゃないかと思います。週末に検索してみましたら、検索結果の最上位に、オンラインカジノおすすめ完全ガイドというものが出ていまして、ここにランキングが出ていてリンクも張られているので、上位オンラインカジノサイトにそこから行けるようになっていますので、そういうことが残っていると、何かもう、そのほかのいろんな対策以前に簡単に行けてしまうと、それこそカジュアルユーザーが行けてしまうのではないかと思いますので、そういったところは、この問題、補充性、必要性の問題では当然書いていただくべきなのかなと思いました。

次に、有効性のところ3ページなんですけれども、この辺りからちょっとどうなのかなと

思ってしまったんですが、構成員の主な意見の概要というところなんですが、有効性を認めるべき意見だけになっていると思います。構成員の意見は、私の記憶ではかなり分かれていたのではないかと思います。容易な回避策があるということ、それからDNSクエリが分からないものになりつつある、分からないようにインターネットがデザインされているということ、それから、大手ブラウザベンダーから二重のプロキシのようなユーザー保護サービスが出ていることというようなことがありましたので、有効性がないのではないかと。これまでの検討、海賊版サイトや児童ポルノのときに比べても有効性が下がっているんじゃないかという意見があったと思いますが、それにもかかわらず、ここで出ている構成員の意見というのは、有効性があるということだけになっている。

個別のことを申し上げれば、例えばこの4ポツのところ、「約95%がISPのDNSサーバを参照している」ということで、当時反論させていただいたと思うんですけども、何が問題かといいますと、これは一般のインターネット閲覧状況の割合なので、技術回避策の問題とは関係がないということです。普通にコンテンツが見られる分には回避する意味がないので、当然誰もがいつも使っているISPのDNSを使うわけです、普通に使う。そのブロックされて初めて回避されることになるので、つまり、いつものISPのDNSを使わない選択肢を取るようになるので、一般的に何%使っているかということとはあまり関係がないんじゃないかと思います。

それから、カジュアルユーザーのことも書かれていまして、とにかくその結論のところ、一番下もそうなんですけども、そのカジュアルユーザー保護の観点から、対策としての有効性は否定できないのではないかとということです。これは、有効性が高いか、低いかというのは、相対的な、一定程度あれば有効だと。いや、一定程度じゃないから、一定程度しかないから駄目なんだということなのかもしれません。その回避策を取らずに諦めてしまうという人もいるでしょう。ただ、取りまとめの中立性というか、その客観性といいますかは必要で、その議論が分かれているんだったら、やはりそれは分かれているというふうに書いていただかないと、皆さんが有効性は否定できない、有効性があると言っていたわけではない、少なくとも私はそうは思っていないわけでございますし、そのように言い続けてきたわけでございます。

それで、2ページ目の必要性のところに戻りますけれども、フィルタリングのことが一番下の意見の概要のところ書かれていて、フィルタリングは重要であるが、これで全てを防ぐことはできないので、ブロックの検討を排除するものではない、これはそのと

おりだろうと思います。ただ、やはりこれも書かれ方の問題があって、フィルタリングは重要だけでも、十分な効果がないということ。

ブロッキングも同じだと思います。十分な効果がないわけです。それもまた否定できない。有効性が一定程度あることは否定できないけど、完全でないことは否定できない。ブロッキングの有効性というのは減衰していつている、落ちていつていることは確実だろうと思いますし、もしかしたら多くの人が簡単な回避策を講じるかもしれないわけですが、それをフィルタリングと比較したときに、フィルタリングが不十分であると、このようにはっきり書かれていて、ブロッキングは有効であると次のページに書かれているところが、私は大変引かかるわけです。

どちらもちょっと有効で不十分だからいいじゃないかと思われるかもしれませんがけれども、ブロッキングの場合、全国民の通信の秘密を侵害するという問題があるわけですから、それを押してもやる、不十分な手段だけれどもそれを押してやるのかということが重要なのであって、果たしてこのような書き方をさせていただいていいものかなという気はいたします。

それで、4ページの許容性なんですけれども、ここが一番重要かなと思うんですが、いただいた御意見、構成員の主な御意見のところは、ほぼ一方的に依存症の問題が強調されていて、通信の秘密の重要性については何も書かれていないという状況かと思います。ブロッキングを実施するかどうかということは、基本的にはこの法益権衡で決まる、許容性で決まるわけです。法益権衡というのはこの一番上のところ、中間論点整理の概要のところにも書かれていますが、1ポツのところの、ブロッキングが許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうかについての検討が必要ということで、この検討の問題として、これまでは、児童ポルノはやってよい、海賊版サイトのときはやめましょうという話になった決定的な要素はこれであるということです。

それで、構成員の御意見を見ると様々な問題があることが書かれている。そのオンラインカジノには、依存症の拡大防止が守るべき法益で、青少年保護やスポーツの健全性も守るべき法益である、24時間365日間可能で、あらゆる手段で誘導してくる、認知の構造を逆手に取って、巧妙に操作してくるというようなことが書かれておるわけであります。

しかしながら、ここで検討する均衡とか比較とかというのは何かといいますと、これは、そういう話ではないんじゃないかと私は思っています。むしろ抽象的に人格権の侵害とか

財産権の侵害とか、そういった問われ方がされるべきではないかと思います。もしかすると鎮目先生の御指摘も私に近いものだったかもしれません。

東京高裁はこんなふうに言っています。児童ポルノ事案のように、被害児童の心に取り返しのつかない大きな傷を与えるという日本国憲法13条の個人の尊厳、幸福追求の利益権利に関わる問題と異なり、著作権のように、逸失利益という日本国憲法29条の財産権（財産上の侵害）の問題にとどまる本件のような問題は、通信の秘密を制限するには、より慎重な検討が求められる。

このように、東京高裁は、憲法の条文を持ち出して抽象的な比較をしています。もちろん、ここでその具体的な問題性というのは、あらゆる違法情報についてあるわけです。これまでのブロッキングの検討でも、例えば児ポのときには被害児童が何人いるとか、海賊版サイトのときにはその著作権侵害の逸失利益の総額は幾らだと、非常に巨額だというような話がありました。しかし、これはある程度二次的なことでありまして、二次的なものとされるべきものなわけです。

しかし、今回の書かれ方はそうではなく、そちらが中心になっている。青少年保護やスポーツの健全性、24時間365日、認知の構造を逆手に取って巧妙に操作、そういう具体的な話ではなくて、通信の秘密と何なのか、勤労の美風なのか、依存被害者の人権なのかという議論であるべきではないかと思います。

さらに、もう一つ言えば、その比較が必要である。バランスが取れているかという問題なわけですから、比較の話にすべきだと思いますが、そういう話になってないということが大きいかなと思います。例えば、青少年保護やスポーツの健全性も守るべき法益だから通信の秘密に匹敵するとか、24時間365日可能だから通信の秘密に匹敵するとか、巧妙に操作するものだから法益の重要性として通信の秘密に匹敵するとか、そういうふうに書かれていけば分かりますが、そういうふうになってない。もちろんそういう御意見もなかったんだろうと思います。

前回の末尾にそういうお話がありましたし、また、今日もちょっとそういうお話が先生方から出てきているわけですがけれども、法益権衡の話なわけですから、バランスの話、比較の観点がないと正しい議論になってないんじゃないかと思います。そういうふうに書かれるべきです。

それで、今どういうふうに書かれているかという、それはその一面的に、具体的な問題、深刻さを強調するだけで終わっていますけれども、それではいけないということです。

通信の秘密と比較して匹敵すると言えなければいけない。比較の話なしで何となく許容性の要件が満たされているような外観になってしまっていますが、それでは、法益権衡の議論、許容性の議論をしたことにはならないんじゃないかと思います。

その上で一つ申し上げておきますと、このようなアプローチをもしされますと、今後様々な違法有害情報のブロッキングの提案を全て承認することになります。長田さんがおっしゃっていました、既に許容性を満たされたんだと、整理されたんだというふうに誤解を与えられたくないとおっしゃっていましたけれども、誤解も何も、許容性の問題はクリアされたところにはっきり書かれている。でも、そんな議論じゃなかったんじゃないですかねということです、私が申し上げたいのは。

これからも違法有害情報をブロッキングで止めましょうという提案は必ず出てきます。そして、その時々問題となる違法有害情報には常に具体的な問題、深刻な危険性があるであろうと思われます。その問題性とか危険性が強調されれば、法益権衡あり、通信の秘密に匹敵するというに仮になってしまうのであれば、違法有害情報の対策は全てブロッキングでやろうということになると思います。

ですので、こういう問題の捉え方、つまり、個々の違法情報の問題の深刻さの強調によって、法益権衡、許容性がクリアされるような議論は正しくないと思います。いろいろ具体的な事情とか問題が積み重なれば、通信の秘密を超えてくるのかといえそうではないと思います。東京高裁のように、憲法21条の権利イコール通信の秘密対憲法13条の権利イコール児童ポルノの被害児童、憲法21条の権利イコール通信の秘密対憲法29条の権利イコール著作権みたいな枠組みで考えなければいけないと思います。

橋爪先生は、積み重ねによってクリアされるという御意見であったのかもしれませんが、それはもちろんそういうお考えもできるのではあると思いますが、少なくともそれは、これまでの通信の秘密でなされてきた、特にブロッキングの場面でなされてきた比較のアプローチとは違っていますので、新たな考え方を導入するということになるだろうということかと思っています。

そして、その積み重ね自体において、果たしてそこまでオンラインカジノがひどいものなのかという話もしておきたいと思いますが、私はこれも重ねて申し上げたことですが、オンラインカジノの問題は、私はものすごい深刻なものだと。そして、それはここでは勤労の美風とかではなく依存症被害に還元されるべきであるということが、ほぼ構成員の皆様の一一致した考え方、私もそれが賛成です。

ところが、依存症被害に対してどのように世の中が向き合っているかという、あんまり大して向き合っていない。それが今の現状です。合法ギャンブルも全く普通に行われていますし、テレビでも広告がなされています。パチンコもまたしかり。そして、それらについても依存症の方というのはいるわけです。

私は、オンラインカジノが一番たちが悪いということには賛成です。恐らくそうだろうと思います。しかし、依存症被害ということに関しては、他の合法ギャンブル等も全然たくさん余裕でいるわけですね。それは普通に放置されている。そして、申し上げたように、破産法では、この賭博による財産の逸失が免責拒否事由になっている。世間はこの問題を考えているかという、そうではないと思います。世間がこの問題を通信の秘密に匹敵する大問題であると考えているかという、私はそうではないと思います。

ここに、構成員の主な御意見として、許容性のことを書いていただきましたけれども、これまでは、やはりこういうところに通信の秘密の重要性のことも書かれていた。それは、当然そういう議論が出るからですけれども、例えばブロッキングは、カジノサイトを利用しない全てのインターネット利用者の通信の秘密を侵害するというのが本来はここに書かれるべきであるわけですが、そうではなく、許容性があるという御意見しかない、取り上げられていない。だから、もう結論は出ているということになってしまっていて、その下の矢羽のところを御覧いただきますと、「仮にブロッキングを実施する場合」はこうこうであるべきだと、「仮にブロッキングを実施する場合」はこれこれこれを必要であるということ、もはや実施することになっていると、許容性は実施した後の問題、どう実施するかの問題であるということになっています。ただ、私たちがここで議論した中身がそうだったかという、そんなことはない、少なくとも半々ぐらいに分かれてたんじゃないかと思いますので、許容性はあって、あとはやり方の問題ですという議論ではそもそもなかったんじゃないかなというふうに私は思います。

最後の骨子ですけれども、6ページです。ここも太字と下線で重要部分を強調していただいていますけれども、許容性のところは、3ポツの冒頭ですが、太字も下線もない、口頭で御説明されるときには、こういう太字と下線のところだけということになりますので、許容性の話なしでご説明が行われるということになるのかなと思います。

その上で、2ポツのところの一番下ですけれども、若年層やカジュアルユーザー保護の観点から、対策としての有効性は否定できない、そして3ポツのところ、仮に実施する場合にはこれこれである、4ポツのところ、実施すべき状況にあるといえる場合にはこ

れこれということになっていますので、全体として見れば、ほぼブロッキングをやりましようと言っているのと同じ骨子案になっていると思いますが、私は、この検討会の議論はそういうものではなかったんじゃないかと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。いくつか確認させていただきたいのと、コメントさせていただきたいのですが、まず必要性のところでは検索サービスへの言及がないということはそのとおりなので、ここは追記していただくのがいいかなと思います。

有効性については、確かに回避策があって有効性がないのではないかという御指摘は繰り返さされておりましたので、意見の概要ということであればこれは入れていただくというのが適切かなと思いますので、文書化するときにはそれも入れていただけるとありがたいなと思います。

フィルタリングと同様、ブロッキングも完全でないという御指摘があった、必要性のところですけども、フィルタリングはユーザー限りで外せるのに対して、ブロッキングはそうではないということ言えば、有効性との関係では相当違いがあるような気がするんですけども、森先生はそこはあまり違いがないという御趣旨になりますか。

【森構成員】 ブロッキングもユーザー限りで回避しようと思えば、IP直打ちにしても外のDNSにしてもあまり大したことはないと思いますので、そんなに極端に違わないのかなとは思っています。ここでやはりカジュアルユーザー問題が出ていますので、そこで全然違う評価になるのはちょっと本質ではないのではないかと思いますけど。

【曾我部座長】 そこは御意見が分かれるところかもしれません。そうした御意見があったということは記載していただくのがいいかなと思います。

許容性のところですけども、この検討会の結論としては、別に許容性の判断はしてないというのが私の理解です。書きぶりとして許容性が満たされているというニュアンスがにじみ出ているという御指摘があれば、それはそういうふうな読み方も可能かと思うんですけども、その許容性についての、比較考量の結論を出していないというのが、この検討会の結論なのかなと思っておりますので、まずは、そこがより明確になるようにしていただくのが、修文上、いいのではないかというのが一つコメントであります。

それから、通信の秘密の重要性が書かれていないというのが、意見の抜粋の一番下の通信の秘密を守るためにどうするかという議論を行うべきとありますが、これをもう少し展開していただく必要は確かにあるかなと思いました。

あと、比較考量のやり方の問題なのですけれども、これは確かに森先生からこの間、御意見をいただいていたと思いますが、必ずしも突き詰めた比較考量をどういうレベルでやるべきかという議論は、この検討会として結論は出てないのかなと思います。

あと、比較考量を抽象的になされるべきという先生の御意見に関しては、私はこのスライドは考量を抽象的にしているのではないかと考えています。つまり、個々のユーザーの問題にフォーカスしているわけではなく、オンラインカジノはこういうものであって、通常のギャンブルよりも構造的にリスクが高いということを言っているわけです。あと、人生全体に関する人格的な部分を含むということも含めて、やはりオンラインカジノの弊害、特徴を抽象的に述べているので、これをここの幾つかの3つぐらいのポツをもって具体的な比較をするものであり、本来抽象的にされるべき比較考量のやり方とは違うのだというふうにはならないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。私は、これは全く抽象的にはなっていないんじゃないかなと思ってまして、例えば規制薬物なんかを例に挙げると、それがどのぐらいの依存症があるものなのかとか習慣性があるものなのか、あるいはどのぐらい人体に対して害があるかみたいな話をすると、例えば覚せい剤ではブロッキングをするけれども大麻ではブロッキングをしないみたいな、そういう話になっていくんじゃないかなと思いますが、私はそういう話ではなくて、もっと抽象的なレベルで比較をしないと、例えば海賊版サイトにしても、金額的な被害が非常に上がればするが、そうでなければしないということではないのではないかと考えています。

何でそういうふうに私が申し上げるかと言いますと、先ほども申し上げましたが、その個別の問題というのはやはり深刻であって、大きな被害であって、持ち込まれればそれは当然対処しなければいけないわけなんですよね。さらに言えば、ちょっとこれは品のない言い方かもしれませんが、そのときのその深刻さの主張といいますか、その深刻さの表現というのは、それはやはり常に定量的なものにはあまりならないわけです。どうしても、ある種の表現の仕方というか言い方というか、そういうところに依存してしまうのであって、そういうところにどうしても基本を置くことになってしまっていて、そういったことで比較すると、新しく出てきたその深刻な問題というのはこれはすべからず、何についても対応する必要がある、その手段として、ブロッキングを考慮に入れる必要があるということになるだろうと思います。

そのことが、恐らくはその通信の秘密の特別な地位というのを失わせる。特にこの法益

のバランスということについて、具体的な事情によって、その深刻さによって、24時間365日によって、そして依存症の深刻さによって、その通信の秘密に匹敵し得るということになれば、結局それはほかの法益と一体的に考えて、個別の事情で優劣を判断しようということになりますし、この場面だけじゃなくて、じゃあ何で、例えば個別の同意が必要なんだみたいなところにも波及する話にはなるのかなというふうには思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。難しいですね。つまり、ギャンブルの中でもオンラインカジノが特別有害だということを一般的に述べているのがこの列挙かと思っていたのですが、それで言うと、絞り込んでいけばいくほど個別的になり、それはそうなる被害も深刻だということが言いやすくなり、そうするとほかのいろいろなものでもブロッキング、法益権衡要件を満たしやすくなるというような御指摘かなと思いました。確かにそういう構造はあると思います。

【森構成員】 おっしゃるとおりです。

【曾我部座長】 確かにそこはなかなか悩ましいところはありますけれども、そこは絞り込んでいくと法益権衡要件を満たすテーマというのは多々あるかもしれないですが、その中で何をブロッキングしていくのかというのは、その総合的判断の問題になるのかなと思いますので、どうしたらいいんでしょうね。

【森構成員】 でも、まずやはりここで一番やっていただくべきことはそういう難しい話ではなくて、一方的に許容性は認められるという意見ばかりなので、それを五分五分に戻していただくということじゃないですか。中間論点整理のときはそうだったので。

【曾我部座長】 そうですね。

【森構成員】 何でこんなふうになっているのかということ、そして、曾我部先生にしみじみもおっしゃっていただきましたように、この検討会の結論としては、法益権衡についての結論は出ていないと。許容性をクリアしたかどうかについてはここでは結論は出なかったということを、やはりそれはその矢印の下に書くべきで、仮にブロッキングを実施する場合はこうすべきであるということを2つ並べて書くというのは、本当に中立的じゃないと思います。

【曾我部座長】 そこはまた検討させていただければと思います。この下のところ、仮にブロッキングする場合の目的は、その勤労の美風とかではなくて依存症だというふうに私は理解していたんですけども、そういう御指摘もあるということで、何らか工夫をしていただくということで検討させていただきたいと思います。

【森構成員】 次のスライドにその問題が書かれているわけですから、それをぜひ次のスライドでお願いしたいなと思います。

【曾我部座長】 そうですね。骨子も同じような問題の指摘がありましたので、修文の際には、また御意見を踏まえてというところをお願いしたいと思います。

では、山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 私は、取りまとめの骨子案には賛成です。論点についても、必要性、有効性、許容性、実施根拠、妥当性、いずれの論点に関しても特に異論はありません。皆さんおっしゃっているとおりで、オンラインカジノの弊害は極めて深刻でありまして、財産的損害にとどまらずに、被害は人格、人生全体に及ぶという点を重視すべきだろうと思います。

こうした被害が日本でも海外でも広がっているという現実があって、海外の国々ではブロッキングを含めた対策が既に取りられているということ踏まえ、オンラインカジノに対しては包括的な対策がやはり必要で、通信の秘密の保護との均衡を考慮しても、ブロッキングを排除しないということは正当と認められると考えています。もちろん、権利制限的な、他の対策が尽くされてなお必要という場合に、ブロッキングが実施されるという前提であります。こうしたことから、立法措置が必要であろうというふうに考えます。

個別の記載内容に関して若干付言しますと、オンラインカジノの特殊性については、人間の認知を巧妙に操っていくというようなことについては、やはり強調されるべきだろうと思います。それから目的に関しては、主として、違法オンラインカジノの流通防止として、加えて、違法カジノがもたらす国富の流出、スポーツの健全性の確保とを挙げていただいているわけですが、こうした書きぶりについても私は賛成であります。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。御賛成との立場を示していただきまして、ありがとうございます。

以上で、出席いただいた構成員の皆様方から御意見いただきました。先ほど申し上げたとおり、本日、長瀬構成員、御欠席ですけれども、事前に事務局のほうに御意見いただいておりますので、代読させていただきます。よろしく申し上げます。

【鈴木利用環境課課長補佐】 事務局でございます。長瀬構成員から事前にいただいた御意見について代読させていただきます。

所用により今回の会合を欠席となりますことから、次のとおり、書面にて当職の意見を

述べさせていただきます。

事務局よりお示しいただいております取りまとめ骨子案の内容につき、当職は賛成いたします。これまでオンラインカジノに対するブロッキングの有効性や必要性を中心に御議論が重ねられてきておりますところ、その有効性については、少なくとも若年層やカジュアルユーザーに対するギャンブル等依存症への予防的効果が認められることから、その点での有効性は否定できないものと考えます。

他方、その必要性につきましては、ブロッキング導入が通信の秘密など重要な人権を制限することにも関係しますが、他の諸制度の実効性を踏まえ慎重に検討する必要があると考えています。そして、ブロッキング単体でギャンブル等依存症の問題が解消されるわけでもなく、政府の包括的な対策との関係を踏まえて必要性を吟味する必要があるものと考えますが、現在、ギャンブル等依存症対策基本法が改正されて、様々な取組がなされておりますことから、その効果を十分に検証した上で、ブロッキングの必要性を吟味する必要があると考えています。

そのほか、許容性や実施根拠、妥当性につきましても、おおむね当職の意見と同様でございますところ、もしブロッキングの有効性、必要性が認められて導入することとなった際には、通信の秘密の重要性にもしっかりと目配せをした実体的、手続的要件を整備した法令をつくり上げる必要があると考えています。

以上より、当職としましては、これらを踏まえた今回の取りまとめ案骨子につき賛同するものでございます。

なお、当職としましては、基本的にはブロッキングの導入に極めて慎重な立場でございます。しかし、慎重過ぎて、その導入の可能性を入口から排除することも極端であると考えており、かつ、検討する場合には政府全体で行われる諸対策との関係を踏まえ、より実効性のある対策を検討する一環として、ブロッキング導入の可否を検討すべきと考えます。

今回は、ギャンブル等依存症対策としての検討ではございましたが、今後、ブロッキング導入の検討が問題となった際には、今回積み重ねられてきたような有効性や必要性、許容性などが十分議論されることを切望いたします。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

ということで、以上をもちまして、皆様から御意見をいただいたということになりました。その結果、取りまとめ骨子案につきましては、賛成、あるいは少なくとも取りまとめ

報告書案として文書化することについては御了承いただけたと思いますので、次回以降に向けまして、文書化に向けて作業を進めさせていただきたいというふうに存じます。ありがとうございます。

これまでの発言を踏まえて、追加で御発言のある構成員、それからこれまでの御発言を受けてもう一言言いたいということがもしありましたら、チャットにてお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

【大内利用環境課長】 1点だけ、事務局のほうからよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 お願いします。

【大内利用環境課長】 様々な御意見をいただいて大変ありがたいなと思っていて、本日あくまで骨子案でございますので、こういった、骨組みに基づいて具体的な記述をしていく上で、御賛同と御批判両方含めて極めて貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、当然ながら今後の取りまとめの作業そのものが重要でございますし、この会議の内外で引き続き意見交換させていただければと思います。

1点だけ強調させていただきたいのは、まさに構成員の皆様から御指摘ありましたとおり、例えばCDN対策等も我々、警察庁と連携して対応を続けておりますし、また、関係省庁の取組をしっかりと検証していくという、その入口の部分、議員立法に含みませんけれども、様々な官民の取組の効果検証というものが極めて重要であるという、その入口の部分、強調し過ぎてもし過ぎないであろうと思っておりますので、その先の部分の論点の整理の仕方に多少配慮を欠いていた部分があったとしたら、今後の取りまとめに向けてしっかりバランスを取っていきたいと思います。つまり、様々な取組の効果検証という部分、また、それに続く形での法益の権衡しているかどうかも含めてその部分は丁寧にやっていきたいと考えておりますので、その点はぜひ誤解なきように、我々としてもしっかりコミュニケーションを取っていきたいと思っております。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、オブザーバーの立石様、お願いいたします。

【インターネットコンテンツセーフティ協会】 ありがとうございます。児童ポルノ対策、ずっと昔から、2000年頃から関わってきた者として、それから唯一日本で、児童ポルノですけど、ブロッキングをやっている関係者の立場から簡単に言わせていただきたいと思います。

1つは、通信の自由という言い方をされている方がいて、やっぱり通信の秘密との違い

というか、その辺が簡単に思われてないのかなというところをすごく気になっていて、ブロッキング導入している国々を見ると、簡単にほかのものをどんどんブロッキングされているということで、非常に慎重に我々もやっていますということです。

できるだけほかの方が言ったことは外して言うと、1つは費用の問題で、費用を年間数千万から数億円、やり方によっては数千億円かかるのを誰が払うのかと。もし国から支出するんであると、それは国民的議論、国民的な理解を得られるのかという意味では、長田さんがおっしゃっていた国民的議論が必要じゃないかなと思います。児童ポルノ導入に関しても、6年、7年、下手するともうちょっと時間かけて入れていますので、はい、これでという形にはならないかなと思っています。

重要なところでいきますと、やはり回避策でVPN、それからドメインホッピング、ほかもいろいろあるんですが、ひよっとするとこれ、我々実は知らないだけで既にいろんな回避策も生まれているかもしれないというふうにも思っています。

特に最後の骨子案のところの6ページにありました、カジュアルユーザー対策のブロッキングが有効ということに関しては、ICANN、IETFとインターネットの技術基準を決めていくところで、DoHとかEHCという技術を使ってどんどんインターネットのプライバシー保護ということでセキュリティーというか検閲体制というのをどんどん向上させていますので、カジュアルユーザーをそこから救うというのは非常に難しくなると思います。

例えばブラウザによる自動解決でDNSが遮断されているなど分かったら、自動的に別のDNSにブラウザが自ら移っていくとか、それからさっきのドメインホッピング、ミラーサイトがどんどんできていっちゃうということもあるので、なかなか難しい。

それから、もっとテクニカルに難しいところをやろうとしているのは、そのマン・イン・ザ・ミドルというプロバイダーとしての立場が間にいると。これはもう通信の経路上にかなる第三者も入れないというふうに操作すべきではないという、もともとのインターネットの性質ですけども、それが進んでいて、ブロッキングをされていると、このブラウザにこの通信は攻撃を受けていますというふうに表示されていたりとか、さっきのブラウザが自動的に回避するというのができているので、単純なブロッキングはもう全然できない。そもそもさっき言ったように暗号化されているので、DNSクエリ中身そのものが見えなくなっているという状況で、さあどうするんですかということにはなっていますと。

それと、もう一つは、ブロッキングが魔法の杖のように言われているんですけども、今、児童ポルノを実際ブロックするのも、補充性を満たしてから、というのはまず削除依頼を

かけるとか、いろんなことをやって捜査が及ばないと、そういうのをやった上でブロッキングのリストに載っているの、今のところのそのドメインホッピングの様子なんかを見ていると、大体1週間ぐらいかかるんですけども、どんどんドメインホッピングを1週間以内にされていくと、これはもう上がった頃にはもうない、ブロッキング対象になった瞬間にないという方向になっていく可能性は非常に高いかなと思います。

それと、立法の件に関してなんですけども、児童ポルノの昔の騒ぎの中で、2009年にドイツが児童ポルノのアクセス防止法というのをつくってやったんですけど、2011年に廃止にされています。これは、消去するのが最も早かったということで、どこにあったか細かいことまでちょっと調べてないんですけども、削除が一番有効だということで、ブロックするのがあまり意味なかったということでもなくなっているし、技術的にブロックがあまりできなかったということ等で、実際にはたった2年で廃止にされていますので、もしやるんだとするとそこら辺もちょっと考えないといけないかなと思います。

以上になります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それでは、野口様、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

議論全般を通して、オンラインカジノの社会的害悪やブロッキングについて懸念も含めて丁寧な議論が行われてきたと思っていますけれども、骨子という制約があって、今後報告書では丁寧にまとめていただくのだとしましても、通信の秘密の重要性とか法理論の精緻な検討が行われたことについて、量や質どちらとしても取上げの割合がちょっと少ないように感じております。

もしこれが、骨子がこのままのプロポーシオンというか比例、バランスで肉付けして報告書になったときに、これまでの議論を正確に反映するのだろうか、ちょっとここの懸念が拭えませんが、通信の秘密の重要性、これが、ここが総務省だから自明ということなのかもしれないですけども、やはり等価値に書いていないのは、森先生の御指摘のとおり、バランスが取れていないように思います。

通信事業者の立場としては、通信の秘密、表現の自由、知る権利といったものを、公権力から守っていくことは、世界情勢が悪化していけばいくほど、国民も通信事業者もきちんと守っていく、堅持すべき局面であると思っています。仮にこれらの権利に例外を設ける、ブロッキングはそうなんでしょうけれども、それが不十分な議論で行われてしまうとすれば、結論として結局ブロッキングをするのが同じなんだとしても、通信事業者とし

て積極的な協力をもって、違憲訴訟などのリスクを取ってまで前向きに取り組むようなことはできませんので、個々の事案について極めて慎重な対応を取らざるを得なくなってしまうと、政策目標のために迅速に対応するといったことにはつながらないのではないかと思います。

ほかの点も構成員の皆さんが指摘してくださっているとは思いますが、報告書の段階で精緻な議論を正確に反映するのであれば、骨子もそれに見合ったサマリーにさせていただくことを期待しております。

もしここで、きちんとそこがバランスの取れていない議論で、骨子が独り歩きしてしまったりとかでブロッキングを許容するという結論が出てしまうと、他の役所の検討会などでは、総務省がいいと言っているんだからいいでしょうというふうに言われかねないので、通信の秘密を所管する役所の会議としては、こういった点にきちんと、逆に、総務省だからこそできるんだと思うんですけども、通信の秘密がいかに重要であって、それに対する懸念というものをしっかりと精緻な検討を、アウトプット、骨子の段階からきちんと示していただきたいと思います。

児童ポルノというのは、画像が流通する、ダウンロードできること自体が、その時点で個人の尊厳を著しく害するものであるのに対しまして、オンラインカジノの場合は情報流通そのもので被害が発生するというよりは、その後の問題などで被害の発生を抑止のチャンスが幾つもあるわけで、補充性の考え方とかも随分変わってくるんじゃないかなと思います。

法益権衡のことについて1つだけ言わせていただくとすると、4ページのところで依存症対策で、例えば国富の流出とかスポーツの健全な振興という、そういった問題もあるかと思うんですけども、そもそも人格権のところでは法益の権衡が足りていないのであれば、やはりそれはほかの価値をどんなに足していただいても恐らく無理ということになっているべきで、その理屈が本当に通るんだとしたら、人格権がおおよそ足りないようなものでも経済的価値が膨大であれば許容されるというふうに読めかねないので、やはりちょっとその辺はきちんと、海賊版などの議論や東京高裁の裁判例なども踏まえまして、丁寧に書いていただけたらと思います。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では橋爪構成員、お願いいたします。

【橋爪座長代理】 時間もありませんので、簡単に申し上げたいと思います。先ほど曾我部先生と森先生の間での議論で、法益衡量が具体的か抽象的かという問題がありました。

森先生のご指摘のとおり、現在の骨子の内容ですと、許容性という観点のもとで、一方の利益しか言及がないわけですので、反対利益に目配りした説明が必要だと思うのですが、法益衡量が具体的か抽象的かという問題については、今伺った限りですけれども、具体的という表現がいろいろ異なるニュアンスで使われていて、やや議論がかみ合っていない印象もありました。少なくとも刑法の世界では、構成要件該当事実を違法阻却するか否かが問われているわけですから、そのときの反対利益については、抽象的な法益の価値だけでは不十分であって、具体的な被害の大小を考えるのは当然だと思うんです。そういった意味では、単に人格権対通信の秘密という抽象的な法益の序列の比較ではなくて具体的な被害実態、もちろん一定の制度を設計するわけですので、具体的といっても、個別の被害ではなく、一般化した形で被害の類型的な実態といったものを捉えて、法益衡量を判断する必要があると思われます。もちろん、いろいろなご意見があるかとは存じますが、衡量の方法が具体的か抽象的かという問題については、この検討会で十分な議論ができたわけでもありませんので、そこまで踏み込むことなく、取りまとめをしていただくのが望ましいように思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。まさにそのとおり、刑法的観点から違法性阻却なので具体的な判断だということはおっしゃるとおりかなと思います。

あと、付言させていただくと、今回は立法をするということですので、必ずしも違法性阻却の問題とは限らず、まさに合憲性審査の文脈での狭義の比例性という観点での議論にもなり得るわけですので、そういう意味ではまた具体的か、抽象的かという比較の尺度も変わってき得るのかなとは思いますが、この件について森先生から御発言がありますでしょうか。

【森構成員】 ありがとうございます。1つ申し上げますと、やはりここから先の話というのは憲法適合性の議論なので、ある程度抽象的になるのかなとは思いますが。

それで、もちろん具体的に判断すべきであると、そんなこと具体的でなければ判断できない、全くおっしゃるとおりだと思うんですけれども、私が申し上げたいのは、どちらかという、具体的なことを言い出すと、定量化できない以上、もうこれはこの今問題になっている、AはBに比べても悪いし、Cに比べても悪いし、Dに比べても悪いしというような話にしかならない、いろんな問題を積み重ねて、その深刻さ、危険性を強調する方向にしかならないので、じゃあもうそれは非常に深刻ですねということに、定量化できないところ

で入っていってしまうと、てんびんにかけなきやいけなくなるということです。

そして、その通信の秘密というのは元々どういうものだったかという、様々なことを省詳して、約款どおりでは駄目だとか、個別の同意があるか、違法阻却事由がないと駄目だみたいな、そういう、ある程度、箱を大きく取って、個別のことを考慮しないで広く保障しようという考え方をこれまではしてきたんじゃないかなと思っていますので、そのように申し上げたということです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確かに通信の秘密自体がなかなか具体的に語りにくいというところは、特殊性としてあるかもしれません。ありがとうございます。では、前村構成員、お願いいたします。

【前村構成員】 もう既に論が尽きているような気もいたします。単純に、森先生がおっしゃったような許容性、4ページの骨子のレベルで、これはもう、取りも直さずギャンブル依存症やオンラインカジノの凄惨な状況を認識しているからなのですが、それに対する通信の秘密に関する議論があまりにアンバランスであるというのは、森先生の御発言を聞きながら、ああ、そうだったな、それは見逃していたなと思ったので、それに同意する旨のコメントを申そうとしておりました。ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。それでは、最後、私から改めてコメントさせていただきたいと思います。

取りまとめ骨子案につきまして、賛成、あるいは少なくとも取りまとめ報告書案として文章化することには御了承いただけたかと思っておりますので、今後、文章化に向けて作業を進めさせていただきたいと存じます。

今日の議論もお聞きいただいたとおりでありまして、基本的立場の異なる構成員から1年近くの議論の中で多角的な御指摘をいただきまして、様々な論点を明らかにできたのではないかと考えております。今後、今回ブロッキング導入の可否についての結論、留保されておりますけれども、個人的にはオンラインカジノの依存症被害は、政府として決して看過してはならない問題だと認識しております。これはオンラインカジノに限らず、ギャンブルの依存症全般ですけれども、政府として決して看過してはならない問題だと思っておりますので、今後政府におかれましては、ブロッキングの是非も含む、しかしそれに限らない包括的な検討を真剣に行っていただいで、トータルとして有効な対策を取られるということを心から願っているということを申し上げたいということ。

また、熱心かつ真摯に御議論いただいた構成員の皆様にも心から感謝を申し上げたいとい

うことと、そのほかヒアリングに御協力いただいた方々ですとか、裏方として支えていただいた事務局の皆様にも厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。

今後は、構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局とともに取りまとめ、報告書の準備を進めたいと思っております。

最後に、次回会合につきまして、事務局からお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

次回第14回会合は4月24日金曜日午前10時からを予定しております。引き続き、取りまとめに向けた意見交換を予定しております。詳細につきましては、追ってお知らせさせていただきます。事務局からは以上となります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会の第13回会合を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。